

	改 正 後	現 行
2 (略) 一・二 (略)	<p>(一般の退職手当)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の二 退職した者 (警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第五十六条の四第一項の規定による任命 (第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。) により職員となつた後に退職した者を除く。) の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定 (給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けっていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日 (以下「減額日」という。) における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの (以下「特定減額前給料月額」という。) が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p>	<p>(一般の退職手当)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の二 退職した者</p> <p>の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定 (給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日 (以下「減額日」という。) における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの (以下「特定減額前給料月額」という。) が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p>
2 (略) 一・二 (略)	<p>(一般の退職手当)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の二 退職した者</p>	<p>(一般の退職手当)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p>

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

(新設)

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の二及び附則第十三項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けた給料月額が減額されることをいう。）とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二 第五条の二第一項（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む

第六条の二 第五条の二第一項
第六条の二 第五条の二第一項
の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二

。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額) 同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)に六十を乗じて得た額

二 (略)

第六条 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二 乗じて得た額

に六十を乗じて得た額

に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額(第六条において読み替える規定による規定により読み替えて適用する第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条まで第三条から第五条まで退職日給料月額に退職の日ににおいて定められておりその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三)に六十を乗じて得た額

第六条の二第一号	第六条の二第一項(略)	第五条の二第一項(略)	(略)
特定減額前給料 月額（第五条の三の二においては、特定減額をいふ。）。	同項の規定により読み替えられる場合にあつては、特定減額前俸給月額をいう。）。	第五条の三の規定により読み替えられる場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられる第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。	第五条の三の規定により読み替えられる第五条の二に規定する特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えられては、特定減額前俸給月額をいう。）。

第六条の二第一号	第六条の二第一項(略)	第五条の二第一項(略)	これらの合計額
特定減額前給料 月額	同項の規定により読み替えられる第五条の二に規定する特定減額前給料月額	第五条の三の規定により読み替えられる第五条の二に規定する特定減額前給料月額	は、百分の一）を乗じて得た額の 五百円

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	年である職員にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

第六条の二第二号	特定減額前給料月額	及び退職日給料月額	及び退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二)を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第二号口	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口	第五条の二第一項第二号口	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定めているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年数一年につき百分の二)を乗じて得た職員にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

		当該割合
		当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合
6	(略)	(一般的退職手当の額に係る特例)
7	附 則	<p>第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条の規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>一・四 (略)</p>
25	2 (略)	<p>第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条の規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>一・四 (略)</p>
26	附 則	<p>第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条の規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>一・四 (略)</p>
		<p>当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第〇〇号（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三の二まで及び附則第十六項から第二十四項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第六項」とする。</p> <p>当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第六項の規定に該当する者を除く。）</p>

で第三条第一項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十九項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条又は附則第十七項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

16 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。

一 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和〇

で第三条第一項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十九項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

27 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

（新設）

（新設）

年〇〇県条例第〇号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇号)以下「令和五年旧職員定年条例」という。)第〇条第〇項第〇号「職員の定年等に関する条例(案)」の一部を改正する条例(例)による改正前の職員の定年等に関する条例(案)(昭和五十七年自治公一第四十六号。以下「令和五年旧職員定年条例(案)」)という。

〔第三条第一項第二号相当規定〕に掲げる職員に相当する職員 六十三歳

二 ○○○に相当する職員 ○○○歳

17 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳(前項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十七項」とする。

20 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「一定年に達する日」とあるのは「定年(附則第十六項各号及び附則第十八項各号に掲げる職員以外の者(令和五年旧職員定年条例第〇条本文(令和五年旧職員定年条例(案)第三条本文相当規定)の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十六項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項「令和五年旧職

(新設)

員定年条例（案）第三条第二項相当規定」の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項「令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項相当規定」に定める年齢とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十六項各号及び附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第〇条本文「令和五年旧職員定年条例（案）第三条本文相当規定」の適用を受けていた者であつて附則第八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十六項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項「令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項相当規定」の適用を受けている者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項「令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項相当規定」に定める年齢とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

21

当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員

(新設)

会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「六月」とあるのは「零月」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三」(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員については、百分の二)とあるのは「百分の三」とする。

附則第十六項各号及び第十八項各号に掲げる職員以外の者(令和五年旧職員定年条例第〇条本文「令和五年旧職員定年条例(案)第三条本文相当規定」の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	六十歳
附則第十六項各号に掲げる職員	六十歳
附則第十八項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第十八項第二号に掲げる職員(令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項「令和五年旧職員定年条例(案)第三条第二項相当規定」の適用を受けていた者に限る。)	六十五歳

附則第十八項第三号に掲げる職員

人事委員会規則で定める年齢

22

当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の二の規定の適用並びに第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三」（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）』とあるのは、「附則第二十一項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数を除して得た割合」とする。

（新設）

当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則（昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号）

適用日在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十六項若しくは第七項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第三条から第五条の三まで及び附則第十六項から第二十

(新設)

附 則（昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号）

適用日在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三まで

の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七

を乗じて得た額とする。

6 適用日在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十一年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第五条の二（同条例第五条の三の二）において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十九項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十七項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第〇〇号附則第六項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第〇〇号附則第六項並びにこの条例附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき条例第〇〇号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した額と職員の退職手当に関する条例及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定により計算した退職手当の額とのいづれか多い額とする。

14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第二条の四及び第六条の五の規定による

を乗じて得た額とする。

6 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二（新条例第五条の三の二）の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第〇〇号附則第六項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第〇〇号附則第六項並びにこの条例附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき条例第〇〇号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した額と新条例及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定により計算した退職手当の額とのいづれか多い額とする。

14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の四及び第六条の五の規定による

退職手当の額は、同条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第〇〇号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第〇〇号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

一 職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第〇〇号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

附 則（平成十八年一月十八日総行給第五号）

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けこととなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）

退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第〇〇号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第〇〇号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

一 新条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第〇〇号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

附 則（平成十八年一月十八日総行給第五号）

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けこととなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）

第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下この条及び次条において「条例第〇号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年〇〇県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年〇〇県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年〇〇県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年〇〇県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第百四十七号参照）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者で公務によらない傷病により退職したものとみなす。）については、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第六項から第八項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第〇号附則第六項、条例△号附則第五項から第八項まで並びに条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いとき

第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下この条及び次条において「条例第〇号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年〇〇県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年〇〇県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年〇〇県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年〇〇県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第百四十七号参照）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者で公務によらない傷病により退職したものとみなす。）については、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第六項から第八項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第〇号附則第六項、条例△号附則第五項から第八項まで並びに条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いとき

は、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に
支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
（略）

は、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に
支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
（略）